

# 委員 長 報 告

本委員会は、去る3月12日の本会議において付託を受けた議案9件について、15日、18日及び25日に委員会を開催し、当局の説明を聴取し慎重に審査をいたしました。

その結果、委員会審査報告書に記載のとおり、1定議案第15号 田辺市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、同議案第17号 田辺市税条例の一部改正について、同議案第58号 田辺市辺地総合整備計画の変更について、同議案第66号 平成31年度田辺市同和対策住宅資金等貸付事業特別会計予算の4件については、全会一致により、同議案第14号 田辺市長等の給与に関する条例の一部改正について、同議案第16号 田辺市行政財産の使用許可に係る使用料条例の一部改正について、同議案第59号 平成31年度田辺市一般会計予算の所管部分、同議案第80号 田辺市四村川財産区湯峰温泉公衆浴場及び温泉使用条例の一部改正について、同議案第81号 平成31年度田辺市四村川財産区特別会計予算の5件については、賛成多数により、いずれも原案のとおり可決いたしました。

審査の過程における委員からの質疑等の主なものは、次のとおりであります。

議案第59号 平成31年度田辺市一般会計予算の所管部分のうち、消防団費にかかわって、分団運営交付金を分団の規模にかかわらず一律で交付していることについて考え方をただしたのに対し、「目的は分団運営にかかわる消耗品、雑費等を含む必要経費について、事務の煩雑さ解消のため、各分団の会計規則にのっとり10万円の範囲内で効率的に活用いただくものである。一律金額の考え方としては、人数規模のみでなく、訓練や出動回数により必要経費が異なる部分があること、また、余剰分は返納、不足分は公費負担することとしており、実質は一律の運用とはなっていない」との答弁がありました。

次に、企画費のうち、ふるさと寄付金返礼に係る新たな事業である『ふるさとへの思いやり返礼事業』の詳細説明と事業の考え方をただしたのに対し、「地域課題解決型として、6万円以上の寄付をされた市外在住の本市出身者に対し、家族見守りサービスとして郵便局が行っていた事業を活用し、郵便局員が月1回6カ月間、安否確認に加え、訪問、面談により体調、食事や運動など10項目程度の生活状況を聞き取り、寄付者に通知するサービスである」との答弁がありました。これに対し委員から、高齢者等の見守り自体は必要な観点であるが、郵便局との包括協定に含まれているのではないかとただしたのに対し、「ふるさと寄付金の返礼事業としては、郵便物の有無にかかわらず、依頼者の家族に面談して聞き取り等を行い、その内容をお知らせするという丁寧なサービスとしている」との答弁がありました。

次に、移住定住推進費にかかわって、移住定住促進業務は、これまで主に山村地域を対

象に森林局が窓口となって対応してきたが、平成 31 年度からは対象地域を全市域に拡大するとともに、たなべ営業室に移住定住推進係を新設し窓口を集約するとの説明に対し、現在の体制と今後の体制等についてただしたのに対し、「現在、山村地域においては森林局に 1 名、まちなかについては商工振興課の 2 名が兼務で担当している。今後の業務は本庁において集約するが、山村地域においてはこれまでどおり森林局、行政局等の協力を得ながら取り組んでいく」との答弁がありました。これに対し委員から、定住につなげるためには丁寧な対応が必要であり、窓口を本庁に集約してもこれまでどおり山村地域の取り組みが後退することがないように求める意見がありました。

次に、地籍調査事業費にかかわって、筆界未定となる割合とその理由についてただしたのに対し、「昭和 62 年から平成 27 年までの筆界未定割合は 3.15%であり、その主な理由は住所不明が 20%、相続人不存在等が 5%、不立会が 11%、所有者間の意見相違、紛争等が 28%、道路内部等の一体的利用で筆界確認できないものが 25%となっている」との答弁がありました。さらに委員から紛争等個人間の問題でなく、相続人不明等の場合、筆界確認のために隣接地の所有者が自己負担で追跡しなければならないのは不公平感がある。市が実施する事業である以上、何か手立てができないかただしたのに対し、「地籍調査においては、住所不明者の場合、復元性のある座標に基づいた測量図があれば、告示し不立会案として筆界確認する制度がある。また、法務局では登記官の権限で筆界を確認する筆界特定制度があり、国は地籍調査において、この制度の運用ができないか検討中である」との答弁がありました。

以上、委員長報告といたします。

平成 31 年 3 月 25 日

総務企画委員会

委員長 尾 花 功

# 委員 長 報 告

本委員会は、去る3月12日の本会議において付託を受けた議案34件について、13日、14日及び25日に委員会を開催し、当局の説明を聴取し慎重に審査をいたしました。

その結果、委員会審査報告書に記載のとおり、1定議案第25号 田辺市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、同議案第29号 田辺市森林環境譲与税活用基金条例の制定について、同議案第30号 田辺市木工館条例の一部改正について、同議案第55号 市道路線の認定について、同議案第56号 市道路線の変更について、同議案第57号 市道路線の廃止について、同議案第65号 平成31年度田辺市分譲宅地造成事業特別会計予算、同議案第79号 平成31年度田辺市木材加工事業特別会計予算の以上8件は、全会一致により、同議案第26号 田辺市自然休養村センター条例の一部改正について、同議案第27号 田辺市農山村センター条例の一部改正について、同議案第28号 田辺市農産物集出荷加工施設条例の一部改正について、同議案第31号 田辺市山村振興公園条例の一部改正について、同議案第32号 田辺市地域資源活用総合交流促進施設条例の一部改正について、同議案第33号 田辺市漁港管理条例の一部改正について、同議案第34号 田辺市温泉使用料条例の一部改正について、同議案第35号 田辺市龍神総合交流拠点施設条例の一部改正について、同議案第36号 田辺市温泉センター条例の一部改正について、同議案第37号 田辺市龍神ごまさんスカイタワー条例の一部改正について、同議案第38号 田辺市世界遺産熊野本宮館条例の一部改正について、同議案第39号 田辺市熊野の郷古道ヶ丘条例の一部改正について、同議案第40号 田辺市熊野古道中辺路陶芸館条例の一部改正について、同議案第41号 田辺市キャンプ場条例の一部改正について、同議案第42号 田辺市おおとう山遊館条例の一部改正について、同議案第43号 田辺市林業開発センター条例の一部改正について、同議案第44号 田辺市法定外公共物の管理に関する条例の一部改正について、同議案第45号 田辺市都市公園条例の一部改正について、同議案第46号 田辺市弁慶広場条例の一部改正について、同議案第47号 田辺市営住宅条例の一部改正について、同議案第59号 平成31年度田辺市一般会計予算の所管部分、同議案第76号 田辺市自転車等駐車場条例の一部改正について、同議案第77号 田辺市自転車等の駐車秩序に関する条例の一部改正について、同議案第78号 平成31年度田辺市駐車場事業特別会計予算、同議案第82号 田辺市水道事業給水条例の一部改正について、同議案第83号 平成31年度田辺市水道事業会計予算の以上26件は、賛成多数により、いずれも原案のとおり可決いたしました。

審査の過程における委員からの質疑等の主なものは、次のとおりであります。

議案第59号 平成31年度田辺市一般会計予算の所管部分のうち、林業費にかかわって、今回市に譲与される森林環境譲与税については、そのほとんどを積み

立てる形となっているため、今後、この財源をどのように活用していくのかについて説明を求めたのに対し、「まずは、森林経営管理法に基づく新たな森林管理システムの運用や特色ある取組などについて、客観性、公平性等を確保しながら、十分な審議を行うための附属機関等を設置するとともに、森林所有者の経営等の意向調査を実施する。森林環境譲与税は、地域の実情に応じた弾力的な活用が可能であることから、後継者の育成などを基本に、本市としてどのような取組ができるのかについて、附属機関で審議し、県等関係機関とも調整を図りながら、計画的に活用していきたい」との答弁がありました。さらに委員から、この財源を生かして先進的で効果的な取組を実施し、森林整備を推進するとともに、雇用を創出し人材を育成していくことを要望しました。

次に、商工振興費にかかわって、移住創業・テレワーク推進情報発信事業について、都市部からのICT企業の誘致やテレワークによる移住・創業を促進するための情報発信に当たって、本市のセールスポイントについてただしたのに対し、「世界遺産や地域産品などセールスポイントは多いが、最も売りにしていきたいのは人である。未来創造塾の卒業生をはじめ、若手が本当に頑張っている。そういった頑張っている人とその生き生きとした活動や暮らしなどを、ICT関係者をはじめさまざまな方にアピールしていきたい。また、県や白浜町、企業研修を手掛ける日本能率協会とともに、全国の企業の研修を当地域で開催する取組も進めている。研修で当地域を訪れる企業の社員等に関係人口となっただけのよう、コミュニケーションを図っていきたい」との答弁がありました。

次に、観光費にかかわって、まち歩き促進事業及び街なかポケットパークの活用についてただしたのに対し、「街なかポケットパークを1つの拠点として、市民や観光客のまち歩きを促進するとともに、クーポンや記念品により市街地での買い物を促すまち歩きキャンペーンを実施する。キャンペーンの参加人数は1,000人を見込んでおり、街なかポケットパークの活用を通じて、賑わいの創出と市街地での消費につなげていきたい」との答弁がありました。さらに委員から、より広い視点で本市の魅力を引き出し、観光客だけでなく、市民にも喜んでいただける取組となるよう求めました。

以上、委員長報告といたします。

平成 31 年 3 月 25 日

産業建設委員会

委員長 二 葉 昌 彦

## 委員 長 報 告

本委員会は、去る3月12日の本会議において付託を受けた議案29件について、13日、14日及び25日に委員会を開催し、当局の説明を聴取し慎重に審査をいたしました。

その結果、委員会審査報告書に記載のとおり、1定議案第19号 田辺市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について、同議案第21号 田辺市長寿館条例の一部改正について、同議案第22号 田辺市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、同議案第48号 田辺市立小学校及び中学校条例の一部改正について、同議案第49号 田辺市龍神市民センター条例の一部改正について、同議案第50号 田辺市龍神ふるさと陶芸館条例の一部改正について、同議案第51号 紀南文化会館管理条例の一部改正について、同議案第53号 南方熊楠顕彰館条例の一部改正について、同議案第54号 田辺市体育施設条例の一部改正について、同議案第63号 田辺市介護保険条例の一部改正について、同議案第68号 平成31年度田辺市農業集落排水事業特別会計予算、同議案第69号 平成31年度田辺市林業集落排水事業特別会計予算、同議案第70号 平成31年度田辺市漁業集落排水事業特別会計予算、同議案第72号 平成31年度田辺市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算、同議案第74号 平成31年度田辺市戸別排水処理事業特別会計予算、同議案第75号 平成31年度田辺市診療所事業特別会計予算の以上16件については、全会一致により、同議案第18号 田辺市本宮保健福祉総合センター条例の一部改正について、同議案第20号 田辺市老人憩いの家条例の一部改正について、同議案第23号 田辺市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、同議案第24号 田辺市地域排水処理施設条例の一部改正について、同議案第52号 田辺市立美術館条例の一部改正について、同議案第59号 平成31年度田辺市一般会計予算の所管部分、同議案第60号 田辺市国民健康保険税条例の一部改正について、同議案第61号 平成31年度田辺市国民健康保険事業特別会計予算、同議案第62号 平成31年度田辺市後期高齢者医療特別会計予算、同議案第64号 平成31年度田辺市介護保険特別会計予算、同議案第67号 田辺市集落排水処理施設条例の一部改正について、同議案第71号 田辺市特定環境保全公共下水道条例の一部改正について、同議案第73号 田辺市戸別排水処理施設条例の一部改正についての以上13件については、賛成多数により、いずれも原案のとおり可決いたしました。

審査の過程における委員からの質疑等の主なものは、次のとおりであります。

議案第19号 田辺市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正についてにかかわって、改正内容の詳細説明を求めたのに対し、「児童扶養手当法の一部改正により、児童扶養手当の支給制限の適用期間が現行の8月1日から翌年の7月31日までを、11月1日から翌年10月31日までに改正されたことに伴い、ひとり親家庭等医療費の適用期間について、同様の改正を行うものである」

との答弁がありました。さらに委員から、適用期間の変更に伴う受給資格者証の更新手続きや交付について説明を求めたのに対し、「8月1日から10月31日までの受給資格者証を発行し、その後、更新手続きにより、新たに11月1日から翌年10月31日までの受給資格者証を交付する」との答弁がありました。

次に、議案第59号 平成31年度田辺市一般会計予算の所管部分のうち、老人福祉費の地域医療介護総合確保事業施設等整備費補助金にかかわって、施設整備の概要について説明を求めたのに対し、「利用者が自宅において可能な限り日常生活を送れることを目的に、デイサービスを中心とし、ヘルパーによる自宅への訪問や看護師による訪問看護に加えて、必要に応じて宿泊を可能とする看護小規模多機能型居宅介護施設の整備等に対し、補助を行うものである」との答弁がありました。さらに委員から、整備が予定されている地域について説明を求めたのに対し、「介護サービス事業所が少ない旧町村地域において施設を整備したいと考えており、事業者については公募により決定する」との答弁がありました。

次に、文化財費のうち、徳川御三家附家老サミット実行委員会補助金にかかわって、サミットの概要について詳細説明を求めたのに対し、「江戸時代に徳川御三家を支えた附家老の城下町として、共通の歴史を有する田辺市と新宮市、岐阜県海津市、愛知県犬山市、茨城県高萩市の5市が、平成21年から25年まで徳川御三家附家老サミットを開催した経過があり、大規模災害時における応援協定を締結している。今年、田辺領主安藤家が田辺城に入城して400年の記念の年に当たることから、11月23日、24日の2日間、本市においてサミットを開催する予定である。サミットの内容は、御三家と附家老の歴史に関する基調講演や、5市長による防災を議題としたパネルディスカッション等を検討している」との答弁がありました。

次に、保健体育総務費のうち、謝礼金にかかわって、スポーツ・ツーリズム・コーディネーターの配置状況とスポーツ合宿や各種スポーツ大会の誘致実績について説明を求めたのに対し、「スポーツ・ツーリズム・コーディネーターは1名で、大学や旅行会社に出向いてスポーツ合宿やスポーツ大会誘致に向けての営業活動を行い、観光分野も含めて地域の経済波及効果に結び付ける取り組みを行っている。また、田辺市と周辺町で構成する南紀エリアスポーツ合宿誘致推進協議会のコーディネーターも兼務している。平成30年度のスポーツ合宿や各種スポーツ大会で県外からの来訪者は、約3万3,000人を見込んでおり、29年度の3万1,516人を若干上回ると予想している」との答弁がありました。

次に、議案第60号 平成31年度田辺市国民健康保険事業特別会計予算のうち、特定健康診査等事業費の特定健康診査受診勧奨業務委託料にかかわって、詳細説明を求めたのに対し、「未受診者の特性に応じた受診勧奨を行い、特定健診の受診率の向上を図りたいと考えている。具体的には郵送による未受診者への勧奨となり、過去6年間の未受診者の状況を分析、抽出し、受診勧奨通知を送付する。1回目の通知は9月頃、その後受診をしていない方には、11月頃に2回目の通知を送付する予定である。これらの業務については、民間業者に委託し業務を遂行していく」との答弁がありました。さらに委員から、受診率の目標設定について

説明を求めたのに対し、「平成 29 年度の受診率は、県下自治体の中で 2 番目に低い状況である。他自治体では、特定健康診査受診勧奨業務を実施し、受診率が 3 % 以上上昇した事例がある。本市においては、具体的な受診率の目標設定はしていないが、できる限り向上できるよう努めたい」との答弁がありました。

以上、委員長報告といたします。

平成 31 年 3 月 25 日

文教厚生委員会

委員長 橘

智 史